

入札公告（郵便入札）

次のとおり一般競争入札に付します。

2026年1月13日

契約責任者

株式会社かんぽ生命保険

福岡事務サービスセンター長

今田 敦子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 福岡サービスセンター空調設備運行管理その他委託
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 2026年4月1日から2027年3月31日まで
- (4) 履行場所 福岡県福岡市中央区大濠公園1-1

2 競争参加資格

- (1) 次のア、イ、ウ及びエに該当しない者であること

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であつて契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ 次の一に該当すると認められる者でその事実があった後2年間を経過していない者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、

又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

- (ウ) 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

- (ア) 監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者

- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (カ) その他、株式会社かんぽ生命保険に損害を与えた者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者は除く。

エ 前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。

なお、反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。また、「暴力団等」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかに該当するものをいう。

- (ア) 暴力団

- (イ) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）

- (ウ) 暴力団準構成員

- (エ) 暴力団関係企業

- (オ) 国際犯罪組織、国際テロリスト
 - (カ) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (キ) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
 - (ク) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
 - (ケ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (コ) 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
 - (サ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (シ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (ス) その他前各号に準ずる者
- (2) 全省庁統一資格を有する者又は納税証明書（電子納税証明書を含む。）を提出できる者であること。
- 納税証明書は、個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」とする。
- なお、納税証明書は、発行日から3か月以内（競争参加資格確認申込書及び競争参加資格確認資料（以下「申込書等」という。）の提出期限日から起算）の次のものとする。（写しでも可とする。）
- ア 消費税及び地方消費税（法人及び個人）
 - イ 法人税（法人の場合）
 - ウ 申告所得税（個人の場合）
- (3) 契約責任者が定める次の資格を有すること。
- ア 2015年度以降、元請けとして週5日以上施設に滞在し、施設の空気調和設備の運行管理及び建築物環境衛生管理業務を12か月以上継続して履行した実績を有すること。ただし、契約中の実績2025年度分は認めない。
 - イ 仕様書に定める業務責任者は自社社員であること。
ただし、自社社員であっても実質的に派遣形態である場合は、認めない。
 - ウ 業務責任者または業務担当者のいずれかの者は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する建築物環境衛生管理者の資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 競争参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、2(2)及び2(3)の資格を証明する資料を添付した申込書等を2026年1月13日（火）から2026年1月27日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）の間に3(2)の示す場所に持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものに限ることとし、最終日までに必着とする。）し提出しなければならない。提出された申込書等を確認の

上、契約責任者から競争参加の資格を認められた者に限り、入札の対象者とする。（競争参加資格確認通知は2026年2月2日（月）までに送付する。）

なお、提出した申込書等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(2) 仕様書の貸与場所及び問合せ先

〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1
日本郵政グループ熊本ビル3階
日本郵政建築株式会社 九州支社 業務部 契約担当
電話：096-300-5082
電子メールアドレス：SMA08203@jp-ae.jp

(3) 仕様書の貸与等

ア 2026年1月13日（火）から2026年1月27日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間。

イ 貸出を希望する者は貸与場所へ「仕様書等郵送希望申込票」により、電子メールアドレスあてメール送信すること。「仕様書等郵送希望申込票」の交付方法欄は、「窓口交付の希望」又は「郵送の希望」の別を○印で記載すること。

ウ 貸与された仕様書は、入札書の提出期限までに、3(2)に持参又は郵送により必ず返却すること。なお、交付先に郵送で返却する場合は、送料は実費負担とする。

(4) 下見積書の提出

3(1)により競争参加資格確認通知で競争参加資格有りと認められた者に限り、下見積書（様式）を電子データで提供する。

また、入札を希望する者は、作成された下見積書を2026年2月17日（火）までに3(6)あて持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、期限までに必着とする。）により提出すること。また、下見積書を郵便局において差し出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを「別紙2 送信票」を使用し、差出日に下記電子メールアドレスあてにメール送信すること。

電子メールアドレス：SMA08203@jp-ae.jp

なお、期日までに下見積書を提出しない者は、入札への参加を認めない。

(5) 入札書送付期限

2026年3月2日（月）必着

郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとする。）により3(6)あて提出すること。また、入札書を郵便局において差し出した際に受領する「書留・特定記録郵便物等受領証（お客様控え）」の写しを「別紙2 送信票」を使用し、差出日に下記電子メールアドレスあてにメール送信すること。

電子メールアドレス：SMA08203@jp-ae.jp

(6) 下見積書及び入札書送付先

〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1

日本郵政グループ熊本ビル3階

日本郵政建築株式会社 九州支社 業務部 契約担当

(7) 開札の日時及び場所

2026年3月6日（金）午後1時30分

〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1-1

日本郵政グループ熊本ビル3階

日本郵政建築株式会社 九州支社 会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札の保証及び契約の保証 免除

(3) 開札

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件

契約した業務が終了し、確認の結果、異議のない場合に交付する確認の証跡を記した書面を通知後、適法な支払請求書を受領したときは、請求を受けた日から30日以内に支払う。

(8) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載すること（税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する）。

入札（見積）者注意書（郵便入札方式用）

入札者は、別に示した事項のほか、この注意書の定めるところにより行う。なお、見積もり合わせの場合も同様とする。

第1 入札に参加する者は、別に示した日時までに、仕様書、図面、現場及び契約書案を熟知しておくものとする。

2 入札者は、入札後においては、この注意書に掲げた事項並びに仕様書、図面、現場及び契約書案の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第2 入札者は、入札の際、主務の社員に入札参加資格のある者であることの確認を受けなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状等代理権のあることを証明できる書面を差し出して主務の社員の確認を受けなければならない。

3 前2項の確認を受けない者は、入札させない。

第3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税等相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税等相当額を除した金額を入札書に記載するものとする。

第4 入札書は、別紙様式により作成してこれを封かんし、その封皮の表面に自己の氏名（法人にあっては、その名称）を記載し、別に示した日時にこれを入札箱に投入するものとする。

2 入札書を郵送する場合にあっては、次に定める方法で郵送しなければならない。

- (1) 入札書の郵送に当たっては、表封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 初度及び再度入札に係る入札書をそれぞれの中封筒に入れ、封かんの上、その中封筒の表面に、初度入札に係る入札書在中の中封筒には「第1回」、再度入札に係る入札書在中の中封筒には「第2回」とそれぞれ回数

を記載し、開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び連絡先を記載すること。

(3) 表封筒には、入札書を同封した中封筒及び別に示した書面及び第2の第2項の規定に準じて主務の社員の確認を受けるのに必要な書面を入れ、その表封筒の表面に開札日、入札件名、自己の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、入札書在中の旨の表示及び連絡先を記載すること。

3 第1項及び第2項に規定する方法以外の方法により提出された入札書は受理しない。

4 一の表封筒には三以上の中封筒を同封してはならない。

5 入札書に記載する日付は、入札書作成日又は入札書を郵便局へ差し出した日とする。

第5 入札者は、第4の規定により入札書を郵便局に差し出し契約責任者が受領し、又は持参して入札箱へ投函した後においては、開札の前後を問わずこれを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができない。

第6 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

第7 入札の執行中、入札場所において次の各号の一に該当する行為があると認められる者は、入札場外に退去させる。

(1) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

(2) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしたとき。

第8 開札は、あらかじめ示した日時及び場所において、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が立ち会わないときは入札事務に係のない社員を立ち会わせてこれを行う。

第9 次の各号の一に該当する入札書は受理しない。

(1) 第4に規定する方法以外の方法により提出された入札書

- (2) 入札書を受領する最終日時に遅れて到着した入札書
- (3) 表封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示す開札日及び入札件名と異なる入札書
- (4) 表封筒に開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書

第10 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に係る競争参加資格のない者により提出された入札書
- (2) 中封筒がない入札書
- (3) 中封筒記載の開札日及び入札件名のいずれかが別に示した開札日及び入札件名と一致しない入札書
- (4) 中封筒に入札の回数、開札日、入札件名及び入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）のいずれかが記載されていない入札書
- (5) 入札書の申込みに係る価格（以下「入札金額」という。）の記載のない入札書
- (6) 入札書に記載した契約名が別に示したものと相違する入札書
- (7) 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない入札書
- (8) 代理人が入札する場合は、入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (9) 同一の者により提出された2以上の入札書
- (10) 2以上の入札者の代理人により提出された入札書
- (11) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (12) 入札金額の記載を訂正した入札書で、その訂正について押印のない入札書
- (13) 入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (14) 明らかに連合によると認められる入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

第10の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し又は不穏の行動をなす等の情報があった場合若しくはそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

第111 入札書に内訳を記載する場合において、内訳金額が合計金額と符合しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

第112 入札は、予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 契約責任者が、当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行うときは、当該調査に協力しなければならない。
- 3 第1項の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定する。
- 4 前項の場合において、くじを引く者が出席しないか又はくじを引かないときは、入札に關係のない社員にくじを引かせる。
- 5 落札者を決定したときは、入札者に落札者の氏名（法人にあっては名称）、住所及び金額を書面で通知する。
- 6 第1本文の場合において、落札となる者がないときは、直ちに再度の入札に付すことがある。

第113 落札者は、契約責任者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内にこれを契約責任者に提出しなければならない。ただし、契約責任者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

第114 次の各号の一に該当するときは、落札の決定を取り消す。ただし、契約責任者において、正当な理由があると認め承認を与えたときはこの限りでない。

- (1) 第111の規定により入札書の補正をしないとき
- (2) 落札者が第113に規定する期間内に契約書を提出しないとき

第115 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。